

消 防 予 第 528 号
平成 30 年 8 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課 担当
設備係 四維、祝迫
電話 : 03-5253-7523
FAX : 03-5253-7533

(用語の定義)

- 「令」・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 「規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 「改正告示」・・・・・・・・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 12 号）
- 「点検基準」・・・・・・・・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）
- 「372 号通知」・・・・・・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件の公布について（平成 30 年 6 月 1 日付け消防予第 372 号）
- 「373 号通知」・・・・・・消防用設備等の点検要領一部改正について（平成 30 年 6 月 1 日付け消防予第 373 号）

問1 373号通知別添1、第24、3の運転性能に係る点検項目において、内部観察等による点検方法として「オイルパン等から潤滑油を必要量抜き取り、潤滑油の成分に異常のないことを確認する。」「冷却水ドレインコック等から、冷却水を必要量抜き取り、冷却水の成分に異常のないことを確認する。(水冷式内燃機関に限る。)」と定められているが、潤滑油や冷却水の交換を行えば、改正告示別表第24、2(6)イに規定する内部観察等による点検を行ったこととして取り扱ってよいか。

(答)

潤滑油及び冷却水の成分を分析することにより、自家発電設備内部の異常を確認することを目的としているため、交換を行うだけでは当該点検を行ったことにはならない。

問2 改正告示の施行日以前に、自主的に自家発電設備のオーバーホール等を実施しており、改正告示別表第24、2(6)イに規定する内部観察等による点検の基準に適合した確認をしていることが過去の記録等により確認できる場合は、当該点検が実施されているとみなしてよいか。

また、この場合において、当該オーバーホール等を実施して以降、改正告示別表第24、2(6)に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じていたことが過去の記録等により確認できる場合は、当該オーバーホール等を実施してから6年を経過するまでの間は、改正告示別表第24、2(6)に規定する運転性能に係る点検(負荷運転又は内部観察等)を実施しないこととしてよいか。

(答)

前段、後段とも差し支えない。

問3 373号通知別添1の第24、3の運転性能に係る点検項目において、負荷運転の点検方法として「擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。」と定められているが、負荷運転はどの程度の時間行えばよいか。

また、改正告示別表第24、2(6)アに規定する負荷運転による点検は、通常30%以上の負荷で行うよう指導しているが、火災が発生した場合において設計上想定されている負荷が30%を下回ることが確認できる場合にあつては、当該負荷相当で負荷運転の点検を実施すれば足りるものとして取り扱って良いか。

(答)

前段については、負荷運転を実施して、点検基準に定める事項を確認することが目的であるため、負荷運転はこれらの確認に要する時間行えば足りる。

後段については、差し支えない。これは、30%以上の負荷により確認することとしている理由が、「一般的に設置される自家発電設備は、加圧送水装置等が始動する際に、定常運転時の約3倍の電力が瞬間的に必要となるため、定常運転に必要な消費電力の約3倍の出力を想定して設計されていることから、火災が発生した場合において設計上想定されている負荷により、異常の有無等の確認ができるように求めているものであること」を踏まえているからである。

問4 点検基準別記様式第24(その3)、備考7に「票中※※印のあるものは、当該点検項目の最終実施年月を備考欄に記入し、別表第24第2項(6)に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合は、当該保全策を講じていることを示す書類を添付すること。」と定められているが、改正告示別表第24、2(6)に規定する運転性能に係る点検(負荷運転又は内部観察等)の周期を6年に1回に延長する場合の対応に関して、以下のとおり取り扱ってよいか。

1 運転性能に係る点検を実施した年においては、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていることを示す書類の添付は不要と考えてよいか。

2 規則第31条の6第3項第2号に該当する防火対象物に消防用設備等の非常電源として自家発電設備が設置されている場合、点検報告の期間は3年ごとに1回であるが、報告時に添付する運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていることを示す書類については、直近に講じたもののみを添付することでよいか。

また、報告する年と運転性能に係る点検を実施した年が異なる場合は、点検基準別記様式第24(その3)の備考欄に運転性能に係る点検(負荷運転又は内部観察等)の最終実施年月を記載し、直近に講じた予防的な保全策を講じていることを示す書類を添付すれば、「運転性能」欄の点検結果の記載は不要としてよいか。

(答)

1 差し支えない。なお、自家発電設備のより適切な維持管理の観点からは、当該年においても予防的な保全策を講じることが望ましい。

2 前段、後段ともに差し支えない。なお、後段については、当該点検報告時や立入検査実施時等の機会に、運転性能に係る点検(負荷運転又は内部観察等)を実施した結果を確認することが望ましい。